平成27年度普通会計決算認定特別委員会 平成28年10月28日(金) 〔委員会の概要 教育委員会関係〕

須見委員長

ただいまから、普通会計決算認定特別委員会を開会いたします。 (10時32分) 直ちに議事に入ります。

これより教育委員会関係の審査を行います。

まず,委員会説明資料に基づき,重点施策の実施状況等について説明願うとともに,この際,特に報告すべき事項があれば,これを受けることにいたします。

美馬教育長

教育委員会の平成27年度決算の概要につきまして、お手元の平成27年度決算普通会計決 算認定特別委員会説明資料に基づきまして、御説明申し上げます。

資料の1ページをお開きください。

平成27年度教育委員会主要施策の成果の概要についてでございます。県教育委員会では, 五つの基本方針の下,各種施策の推進に取り組んでまいりました。

1の新たな価値を創り出し、未来へ飛躍する人を育てる教育の実現でございます。

(1)のキャリア教育の推進では、発達段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育を 実施するとともに、体験的な活動を充実させることにより、児童生徒の社会的・職業的自 立のために必要な能力や態度を育成してまいりました。

また、農工商連携六次産業化プロデュース事業では、徳島県農工商教育活性化方針に基づき、六次産業化による新たな産業の創出に対応するため、農業・工業・商業科設置高校の連携を図り、商品開発を行うなど実践的な教育を推進してまいりました。

(2)のグローバル化に対応した教育の推進では、児童生徒にグローバル社会における 英語の必要性について理解を促し、外国語学習のモチベーションの向上を図りつつ、外国 語を使う機会の拡大を目指してまいりました。

Tokushima英語村プロジェクト・ステップアップ事業では、次世代グローバル・リーダーを育成するため、高校生を対象とした徳島サマースクールなどの英語をベースとした多様性を育む体験プログラムを小・中・高校生それぞれに実施してまいりました。

- (3) のICT活用能力の育成では、これからの時代を担う児童生徒に必要不可欠なICT活用能力の育成に向け、情報モラルを身に付け、必要な情報を主体的に収集・判断・処理等し、発信・伝達等ができるようにするための取組を行ってまいりました。
- (4) のスポーツ文化の創造では、競技人口の拡大や重点的・集中的な強化策の視点も踏まえ、関係機関との連携を図り、各種事業を効果的に進めてまいりました。また、渦潮スポーツアカデミー推進事業では、鳴門渦潮高等学校と鳴門・大塚スポーツパークを中心に、選手育成と指導者養成のための各種大会や研修会、講習会及び総合的な体力診断を実施するとともに、県外チームとの強化合宿等を実施するなど、競技力向上とトップアス

リート育成のための取組の充実を図ってまいりました。

2ページをお開きください。

(5)の伝統文化の継承と文化芸術の創造では、児童生徒がふるさと徳島の文化について県内外で発信できるよう、学校における伝統文化・文化財の継承に資する教育を推進するとともに、様々な文化活動の場で活躍できる中学生を「あわっ子文化大使」として認定し、活躍の場を創造してまいりました。

また,文化の森25周年事業では,民間との協働によりスケールの大きなイベントや展覧会を開催し,民間の視点を取り入れた多様な文化の発信を行ってまいりました。

2の知・徳・体の調和がとれ、社会を生き抜く力を育てる教育の実現でございます。

(1)の確かな学力の育成では、基礎的・基本的な知識・技能に加え、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、さらには主体的に学習に取り組む態度を学力の重要な3要素と捉え、その育成に努めてまいりました。

また,「めざせ!!『SuperStudent』プロジェクト」では,高い志を持つ高校生を対象に,次代のトップリーダー育成を目標とし,徳島ウィンターキャンプを実施いたしました。

- (2) の豊かな心の育成では、「いのちと心のサポート事業」において、将来にわたり 自他の生命を守り育てることができる児童生徒を育成するため、外部人材を活用した「い のちと心の授業」の実施や、大学と連携した徳島版予防教育の普及とともに、スクールカ ウンセラーによる相談支援体制の充実を図ってまいりました。
- (3)の健やかに生きる力の育成では、徳島の未来を担うすべての子供たちの健康づくりを目指して「元気なあわっ子憲章」を制定するとともに、学校における食育、健康教育を推進し、運動習慣の確立と望ましい生活習慣の形成を図り、生涯にわたって健康な生活が送れる力を育成してまいりました。
 - 3ページを御覧ください。
- (4)の個性がひらく特別支援教育の推進では、特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、幼児期から就労期まで一貫した指導・支援が行えるよう、一人一人の自立と社会参加を見据えた取組を推進してまいりました。

また、発達障がい等「地域のまなび支援」推進事業では、教育分野の専門家による発達 障がい教育・自立促進アドバイザーチームを設置し、最新の知見に基づいた実践研究や相 談支援体制を強化するなど、特別支援学校のセンター的機能の充実と専門性の向上を図っ てまいりました。

- (5)の行動につながる人権教育の推進では、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、徳島県人権教育推進方針に基づき、学校の教育活動全体を通じて人権教育を推進してまいりました。
- (6) の豊かな感性を育む芸術文化活動の推進では、新たに設立された県中学校文化連盟が主催する県中学校総合文化祭の開催を支援いたしました。
 - 3の人権を尊重し、社会全体で取り組む教育の実現でございます。
 - (1) の学校・家庭・地域の連携の推進では、県民の教育に対する理解を深めるととも

に、学校・家庭・地域が一体となった教育体制づくりを進めてまいりました。

また,放課後子供教室推進事業や週末等の教育支援体制構築事業では,地域住民の参画を得て,放課後や週末等における安全安心な居場所の確保と,多様な学びや体験活動の場の提供を支援してまいりました。

4ページをお開きください。

- (2) のとくしまの教育力の活用では、学校支援地域本部の設置により学校支援ボランティアの組織化を図る地域ぐるみの学校支援事業などの取組の充実に努め、家庭での学習が困難な中学生等を対象とした学習支援を行う地域未来塾を推進してまいりました。
- (3) の幼児期の成長を支える取組の推進では、幼稚園と保育所、認定こども園、小学校との連携・接続を強化し、発達や学びの連続性を踏まえた教育活動を推進するなど、幼児教育の充実に取り組んでまいりました。
- (4)の社会教育における人権教育の充実では、幼児期から高齢期に至るそれぞれのライフステージに対応した交流活動や研修会、研究大会等の人権に関する多様な学習活動を展開していくことを通じて、同和問題をはじめ様々な人権問題について理解を図るとともに、人権尊重の意識の高揚に努めてまいりました。
- (5) の地域の教育に貢献する人材の育成では、地域のきずなを強め、地域の教育力を 高めるため、人権教育や防災・減災をはじめとした地域の課題解決に取り組む人材の育成 を進めてまいりました。

4の夢と希望に向かって学び続ける教育の実現でございます。

(1) の多様なニーズに対応した学習機会の提供では、県民の学習意欲を高めるとともに、県民に満足を与える学習機会を提供するため、質の高い生涯学習情報を提供する体制づくりを進めてまいりました。

また、日本語指導が必要な児童生徒を支援するためのネットワークをつくり、帰国・外国人児童生徒が、早期に効果的な日本語教育が受けられ、生き生きと学校生活を過ごすことができるよう取り組んでまいりました。

- (2) の学びの環境の充実では、文化の森開館25周年を機に、展示解説の多言語化や障がい者、高齢者、外国人等、異なる特性の人にも、わかりやすい表示・サインに変更する等、県民にとって安全安心で利用しやすい施設づくりを進めてまいりました。
- 5ページにまいりまして(3)の郷土とくしまから学ぶ機会の充実では、子供たちが、郷土の自然や歴史・文化に対して理解を深めることができるよう、学校での授業・課外活動において、文化の森総合公園各館が保有する資料の活用を図るとともに、学芸員等専門職員の講師派遣をより一層進めてまいりました。
- (4)の文化遺産を活用した学びの場づくりでは、徳島「いにしえのたから(文化財)」次世代継承事業において、埋蔵文化財総合センターを拠点に、文化財の4Kデジタルコンテンツを作成し情報発信を行うなど、新たな角度から公開活用を展開してまいりました。
- (5) の学び続ける場と機会の充実では、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を目

指し、これまでの学習成果を指導者や教育支援者としての活動につなげることにより、さらなる生涯学習意欲の増進を進めてまいりました。

最後に、5の安全・安心で魅力あふれる教育の実現でございます。

(1)の安全・安心なとくしまの学校づくりでは、南海トラフの巨大地震等に備え、県立学校や市町村立学校等の耐震化を推進し、児童生徒が、安全・安心に学ぶことのできる教育環境の実現に努めるとともに、県立学校については、中核的な避難所として機能するように、施設・設備の強化・充実を進めてまいりました。

また、高校生防災士育成支援事業において、高校生の防災士資格取得を支援し、地域防 災の担い手となる人材を育成するため、「あわっ子防災士養成講座」を開催いたしました。 6ページをお開きください。

(2)の社会の変化に対応した魅力ある学校づくりでは、県民にとって魅力のある教育活動を展開していくための高校再編を進めるとともに、社会の変化に対応したこれからの高校教育を創造するために、少子化の進行やグローバル化への対応など中長期的な課題に対する調査・研究に取り組んでまいりました。

また,「阿波の元気もり森」推進事業では,次代の林業を担う人材を育成するため,那 賀高等学校と三好高等学校において,施設・設備を充実させ,地域に根ざした林業学習が できる教育システムの構築に取り組んでまいりました。

- (3) の希望に導く教職員の育成では、優秀な人材の確保を図るとともに、教職生活全体を通じて学び続ける教員を支援するなど、教職員の資質能力向上に向けた仕組みづくり や研修の充実に努めてまいりました。
- (4) の教育機関の運営体制の充実では、教職員の校務負担の軽減を図り、児童生徒と向き合う時間を増加させるために、ICTを活用した校務の情報化に取り組んでまいりました。

続きまして,説明資料の7ページを御覧ください。

主要事業の内容及び成果でございますが、7ページから16ページに記載のとおりでございますので、説明については省略させていただきます。

次に、17ページをお開きください。

歳入歳出決算額でございます。まず、一般会計決算額についてでございますが、歳入決算額の収入済額といたしましては、下段の計欄に記載しておりますとおり、総額で171億8,277万7,155円となっております。

不納欠損額につきましては、108万6,075円となっております。これは、貸与された者の死亡により、条例に基づいて、地域改善対策奨学金の返還免除を行ったことや、県立学校授業料の収入未済額の消滅時効により不納欠損処分を行ったものでございます。

収入未済額につきましては、3億605万516円となっております。これは、主に地域改善対策奨学金に係る返還金及び高等学校授業料の未収によるものでございます。

なお、予算現額に対しまして、1億3,262万5,845円の減額となっておりますのは、高校施設整備事業費に係る国庫補助金を翌年度繰り越したことなどによるものでございます。 次に、18ページをお開きください。 歳出決算額につきましては、支出済額といたしまして、下段の計欄に記載しております とおり、総額で814億6,614万6,857円となっております。

翌年度繰越額につきましては、6億6,004万円となっております。これにつきましては、施設整備課において、高校の耐震診断・改修事業等の翌年度への繰越額4億9,157万5,000円、教育創生課において、高校施設整備事業等の翌年度への繰越額1億5,946万5,000円等によるものでございます。

なお,不用額の11億4,816万4,143円につきましては,高校施設整備事業費等の請負差額によるもの,また,職員の産前産後休暇,病気休暇等に伴う臨時代替職員の人件費が, 見込みより少なかったことなどによるものでございます。

次に、19ページを御覧ください。

特別会計決算額についてでございますが、まず、歳入決算額につきましては、奨学金貸付金特別会計において、収入済額が4億8,834万5,059円となっております。

収入未済額につきましては、1億2,234万5,186円となっております。

歳出決算額といたしましては、県有林県行造林事業特別会計の支出済額が24万714円、 奨学金貸付金特別会計の支出済額が2億93万5,564円となっており、合計で2億117万 6,278円となっております。

以上で、平成27年度決算普通会計決算認定特別委員会説明資料についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

須見委員長

以上で,説明は終わりました。 それでは,これより質疑に入ります。 質疑をどうぞ。

達田委員

何点か質問をさせていただきます。

今朝,新聞を見ますと,いじめの問題が大きく取り上げられておりました。文部科学省が発表したという数字が出ておりましたので,この徳島県の状況を教えていただけたらと思います。

湊いじめ問題等対策室長

本県におけるいじめの現状でございます。

小・中・高,特別支援学校ということでそれぞれ申し上げますと,小学校で925件,中学校で431件,高等学校で70件,特別支援学校が11件,合わせますと1,437件となっております。前年度に比べまして709件増加ということで,過去最高の数値となっております。全国との比較では,児童生徒1,000人当たりの割合は,全国で18.1件,本県では19.0件となっております。

達田委員

全国と比べて少し多いというようなことなんですけれども,いじめ件数が増加しているという,その要因をどのように分析されているのでしょうか。

湊いじめ問題等対策室長

増加の要因といいますと、全ての校種におきまして前年度以上の件数となっております。 そのことにつきましては、教職員が、いじめを見逃さないよう、対人関係のトラブルと捉 えた事案をきめ細やかに観察し、初期段階で対応した結果というふうに捉えております。

いじめの認知に関する問題につきましては、昨年度実施されました平成26年度調査において、岩手県矢巾町で発生した自殺事案が調査に反映されていなかったり、また、依然として認知件数に都道府県間で大きな差が生じているといったことから、見直しの再調査が行われました。県教育委員会では、その再調査以降、法の定義にのっとった積極的ないじめの認知を各学校にお願いしてきました。

また,本年度当初には,全国に先駆けまして,文部科学省から担当者を招きまして行政 説明の機会を設ける等も行いまして,周知をしてきた結果と捉えております。

達田委員

いじめが原因で不登校になるとか、そういう重大なことはなかったんでしょうか。

湊いじめ問題等対策室長

本課のほうへはそういった報告は、今のところは入っておりません。

達田委員

もう一つ、暴力行為についてはどうなんでしょうか。

湊いじめ問題等対策室長

平成27年度の本県におけます暴力行為につきましては、小・中・高で367件となっております。小学校で51件、中学校で282件、高等学校で34件、発生しておりまして、前年度より74件、増加しております。

全国との比較におきましては、児童生徒 1,000 人当たりの割合で、全国では 4.5 件、本 県では 4.9 件となっております。

達田委員

暴力行為によって、けがをしたというような子供さんはいないんでしょうか。

湊いじめ問題等対策室長

本課のほうへは、大きなけがというふうなことに関しましては報告は受けておりません。

達田委員

学校は本来、楽しくて、毎日わくわくしながら通えるというのが本当に一番だと思うんですけれども、その学校でいじめとか暴力行為があって、つらい思いをする子供さんが増えていると。調べ方にもよるというのはあるとは思いますけれども、絶対にそういうことがあってはならないと思うんです。本当にこれから、こういういじめや暴力行為をなくしていく。特に暴力行為が低学年で増えているというふうにお聞きしまして心配しているんですけれども、それをなくすために、どのような工夫をされていくんでしょうか。

湊いじめ問題等対策室長

小学校低学年の暴力行為という御質問でございます。

最近の傾向といたしまして、人間関係の未熟さゆえ、ささいなことで衝動的に暴力に至るといった傾向がございます。また、全県下的な傾向ではございませんけども、特定の児童生徒による暴力で件数が上がってくる、そういった傾向もございます。

県教育委員会といたしましては、各学校におきまして、未然防止に向けた対応として、 道徳教育を中心としまして命を大切にする教育、自他を大切にする心を育むというふうな 教育に力を入れております。

また、学校のほうでは、いじめ防止基本方針に基づきまして、管理職も含めた学校全体、 組織的な対応を十分お願いもしておりまして、きめ細やかな教員の対応を、今、取り組ん でいただいております。

県教育委員会の取組といたしましては、学校の要請に応じまして、「いのちと心の授業」ということで、看護師、助産師、臨床心理士等を派遣しまして、講話を通じて命の尊さや健康を学ぶといった取組もしております。

達田委員

本当にこういうのが、なくなっていただきたいと思っております。

特に小さい1,2年生の子供さんは5,6年生のお兄ちゃん,お姉ちゃんの言うことを割と聞くというのを,現場で先生方のほうがよく御存じだと思うんですけれども,縦割の教育というのが余りされないんじゃないかと思うんです。けれども,やっぱりそういう縦割で,大きい子供さんと一緒に触れ合うというような時間をもっと増やしていくべきじゃないのかな。昔はそんなことをしなくても近所で遊んでいましたので大丈夫だったと思うんですけれども,そういう工夫はされているんでしょうか。

湊いじめ問題等対策室長

小学校における縦割の関わりといったようなことでございますけども,小学校のほうからいろいろ話を聞く中で,行事であるとか給食の時間,また,登下校等,小学校の低学年,高学年で一緒に活動というのは報告を受けております。

達田委員

本当に取組を是非よろしくお願いいたします。

もう一つ,避難所の問題なんですが,予算も組まれて,県立学校,また小中学校につきましても耐震化が進んで,ほぼ終わっているというふうにお聞きしておりますけれども,特に,あちこちで大きな地震が起こりまして,もし徳島県であんなふうに起こったらというのを誰もが今,感じておられると思うんです。

避難所になっている体育館等の耐震化というのは、もう大丈夫なんでしょうか。

坂部施設整備課長

ただいま達田委員のほうから、県立学校における体育館の避難所機能について御質問を 頂きました。

県立学校の体育館につきましては、再編で遅れております新野高等学校の体育館を除きまして、耐震性の確保はできているところでございます。

避難所機能の強化でございますが、県におきましては、県立学校を中核的な避難所と位置付け、支援が本格化するまでの間、自活できる避難所として機能するよう、平成23年度から県立学校避難所施設強化・充実事業として実施をしているところでございます。

この事業につきましては、避難所機能の確保対策としまして非構造部材の耐震化、ライフラインの確保対策としましてポータブル式自家発電装置の設置等、また、避難生活をサポートする資機材等の整備としまして備蓄倉庫や簡易トイレなどの整備をしているところでございます。

達田委員

耐震化もほぼ終わって、どういう災害があるかわかりませんけれども、住民の方もそこに避難をされるというときに、しばらくの間、ちゃんと生活ができるような設備が整っているというふうに受け止めてよろしいかと思うんです。けれども、体育館等につきましては、避難所になる場合に、天井から何か落下してこないか、窓ガラスが割れないか等も今まで言われてきたんですけれども、どちらも大丈夫なんでしょうか。

坂部施設整備課長

県立学校の体育館の天井材の落下防止対策、さらに、窓ガラスの落下・飛散防止対策について質問を頂きました。

天井材の落下防止対策につきましては、近年、建築された新しい体育館を除きまして、 県立学校32校の体育館を対象として実施しているところでございます。また、窓ガラスの 飛散防止フィルムにつきましては、網入りガラスなど飛散するおそれの少ないガラスを使 用している体育館を除きまして、県立学校41校の体育館を対象として実施しております。

現在,平成27年度末としましては,天井材落下防止対策としてのネット工事でございますけども,城南高等学校など19校で実施をいたしております。また,窓ガラスの飛散防止フィルムにつきましては,城ノ内高等学校など32校で実施をしておりまして,平成27年度

末で残っておりますのが、天井材につきましては13校、窓ガラスにつきましては9校ということになっています。

平成28年度については,天井材については7校,窓ガラスについては2校で実施することとしておりまして,残りは,天井材が6校,窓ガラスが7校というところであります。

達田委員

残っているところも近いうちに整備ができるということですね。建物によってけがをしたということがないように、避難所の整備を是非きちんと行っていただきますようにお願いいたします。

ハード面での整備と、もう一つは、やっぱり本当に避難をされた場合に、ボランティアさんであるとかいろんな方が来るわけですけれども、誰がここで指導といいますか、こうしましょう、ああしましょうというリーダー的な方が必要だと思うんです。東日本の被災地でお伺いいたしますと、体育館等に避難をされてきた場合に、先生が頼りにされて、最初のうちは正義感、責任感もあるので一生懸命にやられていたんですけれども、段々と体調が壊れてきたというようなことでメンタルの面でも大変な思いをされたというようなお話を聞きました。そういうことになったら本当に大変ですので、やっぱりきちんと避難所の運営につきまして、1人や2人に荷がかかってくるんじゃなくて、特に学校現場だから全て先生がやっていくということにならないように、パニック状態ではあるんですけれども、避難計画をきちんとやっておく必要があるんじゃないかと思うんですが、その点はどのようになっているんでしょうか。

永尾防災 · 健康教育幹

ただいま、避難所運営の支援に関する御質問を頂きました。

県教育委員会におきましては、学校防災管理マニュアルというものを作成しております。 この中で、学校避難所の運営の支援につきまして指針を示しております。その中で、初動 体制について整備するようにということでお願いをいたしております。

避難所運営に関しましては、本来、市町村が担当するものでございますが、初動時におきましては行政が十分機能しないというようなことも予想されますので、どうしても教職員が応急的に運営を支援するという必要性があると考えております。

そのために、県教育委員会といたしましては、避難所運営支援に関する計画の作成の手引というものを作成いたしました。その中におきまして、全ての県立学校におきましてそのような計画を入れていただいておる状態でございます。そして、市町村の公立学校におきましては7割程度が、本年度に提出いただきました計画の中に作成しておるということでございます。今後、更にそれが100%になるように、できるだけお願いしてまいりたいと考えておるところでございます。

達田委員

運営のほうも、1人や2人の肩にかかってこないような運営ができるように、是非よろ

しくお願いいたします。

あと1点なんですけれども、平成27年度の取組の中で、地域がにぎわう文化・スポーツ教育の推進ということで、武道とかダンスの授業を取り入れていこうということで取組をされているという点検シートも見せていただいているんですけれども、学校教育における武道とかダンスというのは、どういうふうな位置付けになって、どのような取組がされているでしょうか。

阿部体育学校安全課長

武道,ダンスに関しましては、平成24年度の新教育課程から中学校におきまして必修ということで、1、2年生で全ての生徒が履修しております。

達田委員

「子どもの体力向上支援プラン」というのを教育委員会がつくっておられるのですけれ ども、子供さんの体力を向上していこうという位置付けの中にあると考えてもよろしいで しょうか。

阿部体育学校安全課長

武道の授業に関しましては必修化になりましたので、全ての体育の先生が指導しなければならないということで、武道等をしたことのない体育の先生、専門でない先生もおいでになりますので、基本的には体育の先生の指導力をまず向上させて、自分で武道、ダンスを教えられるようにしていこうということが目的でこの事業をしております。

そのために、各関係団体のほうから講師をお招きしまして、実際に授業をやっているの を見ていただいて、補助をしていただきながら、教員が柔道、剣道等の武道を自分が教え られるように身に付けるということが大きい目的でございます。

達田委員

精神面でも体力面でも、どちらも非常に大きな意義のある取組であるかと思うんです。 特に、こうした武道とかダンスといいますと、日々やっていると非常に運動機能も向上しますし、また、特に体力が付いてきますよね。ですから、それをやろうと思ったら、柔軟性も付けないといけないし、運動機能も敏しょう性も付けないといけないということで、日々の取組というのはすごく大事だと思うんです。

やっぱり指導員というのが、いつもよそからお願いして来ていただけるのか、場所があるのかということが問題だと思うんですけれども、そういう施設、設備はちゃんと整っているのか、また、指導員の方がずっと指導していただけるような状況にあるんでしょうか。

阿部体育学校安全課長

まず、施設に関しましては、当然、ダンスでありますとか剣道でありますとかは体育館等でも実施できますので、施設的には問題ございません。それと、相撲に関しましては、

相撲の土俵は全ての学校にございませんが、相撲用の専用マットというのがございまして、 そういうのを活用したり、直接、床に投げつけますとけがをしますので、体操用のマット を活用して、安全性に十分配慮した状態で授業を行っております。

柔道に関しましては、柔道は18校が選択しておるんですが、うち4校に格技場、柔道場がございませんで、体育館のほうに畳を敷きまして授業をしております。大体、武道の授業は11月から1月ぐらいの間で行いますので、十分対応はできておるかと思います。

達田委員

ダンスについてはどうですか。先生はいらっしゃるんでしょうか。

阿部体育学校安全課長

この派遣に関しましては、各中学校のほうから希望が出てきたところに派遣しておりますので、ダンスは2校から希望が上がっておりまして、大学の先生を派遣しております。 柔道に関しましては12校に7名、剣道は12校に22名、相撲は4校に1名ということで、 1年間で約八百余時間、派遣しており先生方もかなり指導力が付いてきておりますので、 今後、この派遣に関しては段々と縮小の方向かとは考えております。

達田委員

是非、ダンスもどんどんと広めていただいて、表現力も体力も付けていただけるような 取組を進めていただきますようにお願いして、終わりたいと思います。

川端委員

達田委員の質問に関連して質問させていただきます。

まず、達田委員より、学校現場の心の問題、生徒間のいじめ問題がありましたが、その生徒さんのいじめ問題に対応する教職員も非常に苦労されておるのではないかと思います。恐らく保護者等とのやりとりも厳しいものがあるのではないかと思いますが、教職員のストレスへの対応、恐らく強いストレスのかかった教職員の方々は休職をする、また、治療が必要といった場面も出るかと思います。

今の教育現場の現状は、大体どのぐらいの方が、そういったストレスで休職をされておるかということについてお伺いしたいと思います。

日関福利厚生課長

教職員の精神疾患等による休職の状況について御報告申し上げます。

うつ病やストレス関連疾患による休職者が増加しておりますが、文部科学省によれば、 教職員の平成26年度の精神疾患による病気休職者は5,045人、休職者全体の61%と、依然 として高止まりの状態でございます。

本県の教職員におきましても、平成27年度で休職者72名中38名と、やや増加傾向で推移をいたしております。

川端委員

今, 徳島県の現場においては, ストレスによる休職者は72名中の38名と。この72名の方は診断名が付いているということでしょうね。

日関福利厚生課長

休職者が72名でございますので、それぞれ診断書等を提出されておると考えております。

川端委員

生徒間のいじめもさることながら、それに対応する教職員の心の問題も、是非しっかりと対応していただきたいというふうに思います。やはり相当なストレスを受けながら保護者の方との対応、また、生徒間の調整をされていると思いますので、是非この件については、しっかりと関わっていただきたいというふうに思います。

それから、防災への対応でございますが、先ほど達田委員は耐震化等ハード面の対策について質問されたと思います。耐震化については十分できておるというふうに感じたところですが、いざ発災となりますと、例えば3日間ぐらいは専門の方々の支援が受けられない、物資も届かないというふうなことになると思いますが、そういった初期の対応については、ある程度のことは自ら対応できるという常日頃からの備えも必要ではないかと思います。

そこで、今、防災士という資格認定があるようですけれども、この防災士について、県 教育委員会の取組をお聞きしたいと思います。

まず、教員の方が防災士の資格を取るケース、更に言えば、子供さんであっても中学校、 高校ぐらいになりましたら防災士への理解もできると思うんです。ですから、生徒さんの 防災士への取組、この2点についてお伺いしたいと思います。

岩崎総合教育センター所長

防災士の資格を有する教員のことについての御質問であったかと思いますが、教員の防災対策能力を高め、災害発生時にリーダーシップをとることのできる教員の養成につきまして、平成26年度より防災スペシャリストティーチャーを養成する事業を行っております。平成26年度に10名、平成27年度に10名、本年度11名を養成しております。平成30年度末をめどに、全ての県立学校に防災士の資格を有する教員を配置したいと考えております。

災害時を想定した実践的な避難行動や救助能力を育成する、あるいは子供や被災者への 支援の在り方や減災の検討をする、あるいは学校の避難所としての運営支援の具体的取組 の検討を行うなどの取組を期待しておるところであります。

永尾防災・健康教育幹

高校生防災士についてお答えさせていただきます。

高校生防災士につきましては、平成27年度より、大規模災害を迎え撃ち、地域防災の担

い手となる高校生防災士の育成に取り組んでいるところでございます。平成27年度につきましては108名の生徒が資格を取得いたしました。各校の防災クラブにおきまして、活動の拠点として学校防災のけん引役を果たしているところでございます。平成28年度につきましては、現時点で127名の生徒が合格をしておるところでございます。

この事業は、在学中のみならず、卒業後も地域防災の担い手として地域を支える人材になればということで取り組んでいる事業でございます。実際に、資格を取得した生徒の中には、将来、この資格を生かした仕事に就きたい、例えば消防士になりたいと。そのような生徒さんもいるとお伺いしておるところでございます。

来年度以降も高校生防災士につきましては, 育成を続けてまいりたいと思いますので, 御協力よろしくお願いいたします。

川端委員

高校生と、中学生、小学生はどうなんでしょう、対象になるんでしょうか。これも是非検討していただきたいと思いますが、小さいうちから、いざ、自分の地域で発災のときには親御さんを助け、また、地域の方の手助けになれるような人材の育成ということで、是非、県下全域において取り組んでいただきたいというふうに思います。この件につきましては、是非前向きに、今後とも防災士の資格取得に御配慮いただきたいと思います。

この度,石巻市の大川小学校で,多くの生徒さんが亡くなりました。全児童数が108名のところ,7割に当たる74名の方が亡くなったということで,裁判も一応,地方裁判所の判決が出ておるようですけれども,こういうふうにならないように,常日頃からの避難訓練,そしてまた,そういった専門的な知識を取得するような試みを総合的に進めていただきまして,特に県南地域は津波の到達時間も非常に早いということで,できるだけ多くの方が避難できるような,そしてまた,避難所において,いろんな方のお手伝いを子供自らができるような防災教育に努めていただきたいと要望して,終わりたいと思います。

庄野委員

私も防災の関係で、大川小学校の件もありましたけれども、そのときの先生、生徒さんの思いというのは、難しいような判断だったんでしょうけども、本当に情けない、かわいそうな気がします。生徒は、先生が「ここでおれ」と言うたらおるんです。でも、自分で危ないと思って山のほうに走って言うことを聞かずに逃げた子は助かっているというふうな例もあって、やっぱりここらの先生のふだんからの備えというか、より安全なほうに向かうという姿勢というのは本当に必要なんだなと。先生の言うことを聞いて亡くなったというのは本当にかわいそうな気持ちでいっぱいです。

それで、避難訓練と、避難場所へのマニュアルがあって、いざというときにはここへ逃げるんだということは既に、危険なと言われている学校、小学校、中学校、支援学校、幼稚園、保育所も全部、多分されておるとは思うんです。けれども、とてつもない震度7クラスの地震が来たときの津波の逃げ方というのは、本当にここで大丈夫なのか、今の訓練で大丈夫なのかということを常々考えて、もし時間があったら、より高い所、高い所へ逃

げていくというふうな訓練ができておるのかどうか。小学校、中学校は、県教育委員会は 情報収集だけかもわかりませんけれども、市町村の教育委員会とも連携をして、確実にや られているのかどうかの点検というのは、もうされておるんでしょうね。

永尾防災·健康教育幹

避難訓練につきましては、県教育委員会のほうに報告を頂いておるところでございます。 地震に関しましては、県内の全ての学校で避難訓練をされておるところでございます。津 波が襲う可能性がある沿岸部に関しましては、津波も想定した避難訓練は100%実施して いただいているような状況でございます。

庄野委員

かなり大きな被害想定がされていますので、その最大の津波が来たときにも、ここへ逃げたら助かるというような所を多分されておると思いますので、それは日頃から完璧に、 先生も生徒さんも訓練で、本当にああいったことがないように、是非頑張っていただきたいと思います。

あと、備蓄の関係で、達田委員も言われましたけれども、いざ被災ということになると、 多分、地域の住民の方々が、小学校、中学校、高等学校に来ると思います。そのときに、 何日かはみんなで助け合って、大規模な救援が来るまでそこで過ごさないかんという場面 を想定して、水であるとか食料、毛布、トイレ等、そういうふうな備蓄というのは、小中 学校の場合は市町の関係になるんでしょうけれども、かなりやられているのですか。

熊本地震の場合も、付近の方々が来て、学校の中にもいっぱい住民の方々がいて、もちろん授業はできません。そこでしか寝泊まりができないというような方々も押し寄せて、校庭までにも来たような状況がありますので、やっぱり最大のことを想定して、日頃から最低限の食料、水等は何日分かは備蓄するという、そんな地震とかのマニュアルがあると私は思うんです。これは確認の意味で、やれているんでしょうか。

永尾防災・健康教育幹

私どものほうで今把握しているのは、ライフラインが寸断されたりとか、あるいは帰宅 困難になったような場合に備えてということで、児童生徒のための備蓄をお願いしている というような状況でございます。

実際に何日間もの避難所用というような意味合いではなく、臨時というか、仮というようなことでの備えということでございますが、県立学校におきましては、飲料水等は100%、非常食については90%程度、防寒具については80%、公立学校については、生徒用ということでございますが、7割程度の備蓄をしているというような状況にございます。それ以外にも、市町村と協定をまいたりするようなことによりまして、県立学校の中に住民用の備蓄を置いているような学校もあるとお伺いしているような状況でございます。

坂部施設整備課長

この度、熊本地震を踏まえまして、防災・減災対策としまして、6月補正予算におきまして避難者となる方の生活の質を向上させるために、ポータブル式の洋式の簡易トイレやアルミブランケットなどを整備する予算を認めていただいたところでございます。

また、飲料水に関しましては、学校には受水槽がございますので、受水槽に緊急遮断弁 というものを付けまして、地震時に水を確保するような事業を6月補正で認めていただい ております。

庄野委員

やっぱり地域の方々や、その周辺の方々が被災したら、多分、熊本県の状況を見ても、 学校に来ると思います。どこまで用意したらいいんだということもあるんですけれども、 市等とも検討しながら、学校に人が押し寄せたときの対応、例えば、誰が住民の方々のお 世話をするんだとか、指示をするんだとか、ここへ入ったらいかんとか言うのか、また、 ここで休んでくださいと言うのか、そういう突発的なときの対応というのは非常に難しく なります。けれども、多分、学校によったら危険な浸水地域で、揺れがあったときの危険 な地域というのは、ある程度、想定がされるのかなと思いますので、取り越し苦労と言わ れるかもしれませんけれども、やっぱりそうしたときの学校というのは拠点にならざるを 得ない施設であると思いますので、そんなことも考えながら対応していただけたら、備蓄 のほうも考えていただけたら有り難いと思います。

あと、いじめ問題のことが言われました。いじめの原因も、最近、SNSとかそんなことが普及しておりまして、高校生だったら、現在どのぐらいの割合でスマホを持っておるんですか。

スマホの関係でいえば、フィルタリングということがよく言われます。高校生でいえば多分、100%近くスマホを持っているかと思うんですけど、どのぐらいの方が持っていて、フィルタリングの状況はどうなのか。また、授業中とかは使ったらいかんというふうにしているだろうけども、そういう使い方の制限等が具体的にはどういうふうにされておるのか、お聞きしたいと思います。

湊いじめ問題等対策室長

ただいま、高校生の携帯電話のフィルタリング及び活用状況、また、学校での制限、そ ういったあたりの御質問がございました。

昨年度、県教育委員会のほうで高校2年生を対象にしたアンケート調査を、保護者も同様にさせていただきました。そこで、携帯の所持率は、高校生のほうは98%と高止まり状態でございます。これがスマホでございまして、プラス携帯電話というふうなことも中には合わせて入ってくるかと思います。

フィルタリングサービスの利用につきましては58%という回答がありました。制限につきましては、基本的には授業中の使用は禁止、また、学校へ来たら、かばんの中へ入れてロッカーにしまうとか、これは学校によりまして、そこらの制限というのはルールが違ってまいります。

庄野委員

フィルタリングの関係については60%未満ということで、これはやっぱり本人とか親の同意がなければ、なかなかできないということで、ただ、最近っていろんな形で誘うようなサイトがあり、そんなサイトに行ったときに、話し相手が欲しいとか、今まで見たことのない都会のものを見てみたいとか、いろんな危ない目に遭うような危険性もあるので、そういう手口に乗らないような日頃からの教育もしておるだろうと思うんですけれども、いろんな危険性が街にはあふれている。悪い、利用してやろうというような人も多々おるというようなことも、教育的な見地から、自己責任でなしに、ちゃんと教えてあげるというふうなこともされているんですね。

湊いじめ問題等対策室長

携帯による危険性についてという御質問でございますけども、県教育委員会のほうといたしましては、昨年度より各学校で情報モラル教育に主眼を置いた年間指導計画を策定しまして、発達段階に応じたモラル教育の推進を図っております。

また,携帯電話の企業の協力も得まして,学校の要請に応じまして,携帯電話安全教室 といった取組も実施しております。

庄野委員

最近のFacebookであるとか、LINE、SNSの普及というのは、すごく便利な部分もあるんですけれども、グループ化をして、いじめになったりする事例も聞いたりしております。使いようによっては便利ですけれども、使い方を誤れば、いじめにもつながるし、また、自らが危険な状況に追い込まれるというようなこともございますので、そこらの部分も含めて、便利なものには、反面そうしたものもあるというふうなことも、子供はわかっておると思うんですけれども、先生方のほうからも、しつこいぐらいにそんなことを言うことも、今、必要なのかなと思いました。

もう一度、先ほどの避難の問題に戻りますけれども、この間も地震が県外でありましたけれども、少し映像で映っておったのが、校庭に避難しているところがありました。もし地震が、震度5とか6で揺った場合に、耐震化ができている校舎におるんですけれども、校庭に出る場合もあるし、屋内で避難している場合もあるんですか。

永尾防災·健康教育幹

地震の発災時の対応ということの御質問かと思いますが、まずは、揺れている間は、基本としては部屋の中で机の下に入って、揺れがおさまるまではそこで待機するというのが基本になろうかと思います。その後、できるだけ、やはり危険防止ということで、グラウンドに避難するというのが基本というような形で多くの学校は動いているかと思います。

庄野委員

やっぱりグラウンドには、おさまったら出るようになっているんですね。グラウンドが ひび割れたら困りますけど、わかりました。

最後に、1年ぐらい前、環境対策特別委員会におったときに、エシカル教育というのは 余り聞いたことがないなと思って、どういうことですかと質問したことがあるんです。最 近はニュースとかでもエシカル教育ということがかなり出てきまして、主要施策の成果に 関する説明書 111ページにも「エシカル消費」ということで、「人や社会・環境に配慮し た商品やサービスを選択しようとする『エシカル消費(倫理的消費)』」と載せられてお ります。これがメディアにもかなり登場してきたというのは、このことがやっぱり教育的 見地から求められているからアピールというか、こういう評価を受けているのかなと思い ます。

これらを進めるということが非常に重要なことだと私も思いますので、今の徳島県の現 状と今後の方針についてお聞かせいただきたいと思います。

桂高校・キャリア教育担当室長

エシカル消費のことでございます。

県では、エシカル消費に先進的に取り組む高校を選定しまして、社会貢献、それから環境を意識した企業、そして、地産地消に取り組む生産者など、多様な主体と連携、協働した取組を行っております。昨年度は城西高等学校を指定しまして、事業に取り組んでもらいました。

研究の方向性としましては、エシカル消費を「人、社会、地球のことを考えた、倫理的 に正しい消費行動やライフスタイル」と捉えまして、他人を思いやる心でありますとか、 他人との助け合い、環境への配慮ができる人づくりを目指す取組としております。

実施につきましては、具体的には三つの分野を設定しておりまして、一つがエシカル消費を理解する取組です。具体的には、藍染めの藍師の方などの協力を得まして、エシカル消費を理解する、徳島のわざの魅力を学んだりワークショップをしたりということ。それから、教材・教具、商品等の開発というのがあります。藍の栽培から製品造りまでの一貫した行程を学び、天然素材 100 %の染色系での布づくりを行いました。それから、阿波和三盆糖を使った商品開発等をやりました。

普及啓発なんですが、エシカル消費という言葉や大切さを発信する活動というのを実施しております。学校祭での販売でありますとか、阿波踊り部がのぼりをつくって発信するとか、小学校に出前授業に行くとか、四国霊場でお接待をするとかということをしております。

今後は、普及活動によりまして、こういう取組が広まっていけばというふうには考えて おります。

庄野委員

城西高等学校でやられたということで、これをまたいろんな高校にも広げていくという ふうな方針なんでしょうね。

桂高校・キャリア教育担当室長

できれば広げていきたいと考えております。

後藤学校教育課長

これは来年度の取組になるんですけれども、やはりこの活動を、まず、全ての高校に広げていこうということで、エシカル消費についてのクラブ活動等を全ての学校に広げていく。また、特に消費者教育というのが一環で行われますので、消費者教育に関するコーディネーターの役をする教職員を全ての高校に配置しまして、そういうふうな取組を進めていこうというふうな方針で計画をしております。

庄野委員

消費行動という自らの行動が世の中にどのような影響を与えていくのかということも, 是非,全ての高校に広げていただきたい。

ここの管轄ではないかもわからないですけど、最近、食品ロスという大きな課題がありまして、本当に日本は多くの食べ物を外国から輸入して、それを加工したりして食べていますけれども、高校生だったらコンビニ等をよく使うと思うんですけれども、コンビニとか大きいデパート等でも、期限が切れかかった物、切れた物は全部廃棄して、すごくもったいないというようなことが言われております。そうした意味で、最近、フードバンク等ができて、まだ食べられるけれども期限が切れかけたものを頂けませんかということで、本当に困った方に提供したりしていることもあります。

そういう意味で、必要でないものは買わない。そんなことも含めて、また、このエシカル消費というのは、かなり大きな、地球規模でのことまで思いを発展させるような行動の部分があると思いますので、そんなこともお願いして、終わります。

原井委員

1点だけ質問させていただきたいと思います。

昨年度,平成27年度の新規事業の中で「あわっ子文化大使育成プロジェクト」というの があったと思うんですが,これについてお聞きしたいと思うんです。

実は私,この「あわっ子文化大使」の生徒さんと、7月の末に触れ合う機会がありました。夏休み中学生県議会体験会で、私と井川議員が、この委員会の場所で10名ぐらいの中学校の生徒さんと意見交換をさせていただきました。テーマが、確か「徳島の文化」ということで意見交換させていただいたんですが、そのとき知ったんですが、その10名のうち、ほとんどの8名ぐらいは「あわっ子文化大使」の認定を取られた生徒さんたちで、出てくる話の中で、例えば阿波おどりとか、人形浄瑠璃も当然のようにいろいろ話していただいて、藍染めの話もありました。ある男の子は、自分の地元、自治会の中で、しし舞の行事があると。その保存・継承を自分でしていくんだということで、非常に地元のほうがやっぱり高い意識を持っているなということで私も感銘を受けまして、刺激を受けたわけなん

です。

この「あわっ子文化大使育成プロジェクト」の運営予算について,昨年度の新規事業の中で非常に低予算でできているんじゃないかなというふうに,見る限り思ったんですが,大体どのぐらいかかっているのかというのを,まずお聞きしたいと思います。

草野教育文化課長

ただいま,原井委員より「あわっ子文化大使」の事業についての御質問でございます。 「あわっ子文化大使」が無事,自分の言葉で語っているのを,今,原井委員からお聞き して,大変,担当課長としてもうれしく思ってございます。ありがとうございます。

運営予算の平成27年度につきましては、全体の中学生の文化力向上の中の一部でございますけれども、「あわっ子文化大使」の関係は 280 万円になってございます。

事業の目的でございますけれども、やはりこの徳島、阿波の文化を次代に継承していく といった支援の関係でございます。

内訳につきましては、検定の事業ですとか、「あわっ子文化大使」の活躍のPRの関係ですとか種々ございますけれども、トータルとして280万円ということでございます。

原井委員

昨年度の資料を見ておりますと、38名の中学生の方が「あわっ子文化大使」に任命されたということで、そういった意識の高いお子さんたちが、今後、例えば進学や就職で県外に行って徳島の魅力を聞かれたときに、非常に熱く語っていただけるんじゃないかという期待感もいろいろ持っていまして、そういう将来展望も考えると、費用対効果としてはプラスアルファがあるんじゃないかと認識させてもらっておるんです。

その中で、任命されるまでのカリキュラムですが、基本的に県立の中学校のみでなく、 市立の中学校や全中学校も含めた中で任命していくということになるかと思うんですが、 年間のカリキュラムを教えてもらいたいと思います。

草野教育文化課長

ただいま、「あわっ子文化大使」のカリキュラムについての御質問でございます。

まず, どのように「あわっ子文化大使」が任命されるのかというところも含めて, 少し 御説明させていただければと思います。

この「あわっ子文化大使」事業でございますが、平成25年度から始めておりまして、少しずつ対象を拡大しまして、今、原井委員が御指摘のとおり、公立の全中学校を対象にしてございます。

まず,「あわ文化検定」というものを受けていただくことになっておりますが,大体, 秋頃に行ってございまして,今年度はこれからでございますけれども毎年,実施をしております。昨年度の平成27年度でございましたら,受験者は1,000人弱ぐらいの方が受けていただいておりまして,合格した方が574名。任命の関係でございますけれども,この合格した方の中から希望される方,やってみたいという方にレポートみたいなものを書いて いただいて、実際の任命に至るというものでございます。

ちなみに、先ほど昨年度の合格者が574名と申し上げましたが、そのうち「あわっ子文化大使」を希望されたお子さんは62名でございます。このうち、実際に任命いたしましたのは38名でございます。平成26年度に「あわっ子文化大使」に任命した方もいらっしゃいますので、現在は、69名が「あわっ子文化大使」として活躍をしていただいているというものでございます。

原井委員

そうしたら、今年、どれぐらいの人数が認定されるのかというのと、カリキュラムの中で、いろいろ、例えば藍染めの体験をされたりすると思うんですが、その詳しい内訳などを教えてもらえますか。

草野教育文化課長

ただいま、具体的なカリキュラムというところでございます。

本年度の「あわっ子文化大使」の認定の見込みでございますが、昨年度と同じぐらいの30名前後かというふうに考えてございます。あとは、実際の試験の結果ですとかに左右されるかと思っております。

具体的な、藍染めですとかそういうものを体験されるんですかというところでございますが、この検定自体は筆記になってございます。その内容でございますが、阿波文化についての「あわ文化テキスト」というものを、昨年度つくってございまして、学校でも活用していただけるようなイメージで、副教材のような形でつくってございます。

この内容につきましては、もちろん銅たくの話も、三好長慶の話も、阿波藍の話も入ってございます。当然、人形浄瑠璃の話も入ってございます。といったような徳島の文化を紹介するようなテキストという形でつくらせていただいております。これを対象に、筆記の形で試験をさせていただいているというものでございます。

原井委員

詳しく教えていただきましてありがとうございます。いろいろ, 座学が多いということで認識をさせていただきました。

提案としては、やっぱり歴史・文化プラス、そのほかも、もちろん取り入れられておると思うんですが、例えば食文化的なもののプラスワンを。地元のことで恐縮なんですが、先だっての新聞記事で、県の無形文化財として、吉野川市山川町の阿波の手すき和紙を藤森さんという方が代々継承されておるんですけども、県の中では5件目として認定されたということで、その点も含めて、徳島県内、満遍なくといいますか1点に偏ることなく、そういったものも取り上げていただきたい。また、食文化の部分も、カリキュラムの中に入れていただいてやっていただけたらなというふうに思います。

今後の展望などがあれば、最後にお聞きしたいと思います。

草野教育文化課長

ただいま原井委員より、今後、文化も満遍なくという御指摘も頂きました。

御指摘は正しくそのとおりでございます。テキストをつくる段階で、余り広くし過ぎても、どこを勉強すればいいのかというところがございますので、まず第一弾、ようやく昨年度つくったところでございますので、今年度、実は教師用の指導書というものを作成してございまして、取組自体はまだこれから、やはりしっかり広めて、また、常に改善をしていくといったところが正しく必要なところだと思ってございます。

今後でございますけれども、「あわっ子文化大使」の県内外への文化のPRも頑張っていくところでございますし、また、先ほどのテキスト、検定の内容ですとか、そういったところも学校でしっかり使っていただけるような形、また、生徒さんが学んでみたくなるような授業ができる先生用の教材にしていきたいと考えております。また、徳島県内の文化をしっかり押さえていくといったところも大切にしながら取り組んでまいりたいと思っております。

南委員

説明資料で気になったところがあって質問させてもらいます。 3ページの発達障がい等 教育・自立促進アドバイザーチームというのが設置されているということなんですけども, このチームで活動している方は何人ぐらいいらっしゃいますか。

須見委員長

小休します。(11時50分)

須見委員長

再開します。(11時50分)

岩崎総合教育センター所長

現在,発達障がい教育・自立促進アドバイザーチームについては,5名の構成となっております。

南委員

主に小中学校の発達障がい児の学校へのアドバイスをしているんだと思うんですけども、 その対象になっている児童生徒というのは県内で何人ぐらい、いらっしゃるんでしょうか。

榊特別支援教育課長

特別な支援を必要とする児童生徒に関する御質問でございますが、特別支援を必要とする子供については、国におきまして、小学校で大体 7.7%、中学校では 4%で、特別な支援を必要とする子供につきましては 6.5% というような結果が出ております。

徳島県におきましては、その数値を当てはめますと、約4,000人程度だというふうに考

えております。

南委員

今,実際に活動している中で,誰それがいるからこの学校に行くというような人数というのは把握していないのですか。

岩崎総合教育センター所長

この発達障がい教育・自立促進アドバイザーチームにつきましては、発達障がい等「とくしま支援モデル」充実事業の中でのチームというふうになっております。現在は、その事業の拠点校であります、東みよし町立加茂小学校を対象に活動をしておるというふうな状況でございます。

南委員

そこを拠点にして、近くの学校へも行かれているとは思うんですけども、そういう一般の小中学校に通っている発達障がいの生徒が、少しでも落ち着いた中で教育を受けてもらわないと周りにも影響する部分があるといいますか、学校が非常に苦労しているところがあるみたいな中で、今後、もっとアドバイザーを増やして、そういう発達障がい児のいるところには、定期的なアドバイスができていけるような体制を望みたいわけですけども、どれぐらいそういう方が必要かと感じているのでしょうか。

岩崎総合教育センター所長

先ほど申し上げましたように、今の時点といたしましては、東みよし町立加茂小学校を対象に実施しております。この取組は「徳島オリジナル!子供の特性に合わせた教材開発」、あるいは、発達障がいのある児童生徒が、自分で学習を進める自立型の学習教材の開発、あるいは、通常の学級で行動面での対策を立てたりするような取組をしております。また、教員向けには教員用eラーニングを活用した各学校での事前研修が実施できるような取組もやっておりますので、そういったものがいずれ全県下に広がっていくものというふうに考えております。

南委員

発達障がい児へのそういう特別的な形というのは、始まったばかりでまだまだ体制がつくれていないと思うんですが、段々こういう方が増えてきているような感じがするんです。やっぱり落ち着かない部分があるので、そういう発達障がい児がいる学校をきちっと把握して、フォローのできる形を。学校の先生方がeラーニング等いろいろ学んでやっていくのも当然なんですが、それだけでは、まだまだ専門的な知識がない中で苦労しているところがあるので、もう少し力強い支援をしていただけたらとお願いしまして、終わります。

榊特別支援教育課長

特別な支援を必要とする子供につきましては、全ての幼稚園、小学校、中学校、高等学校にコーディネーターを配置して、校内に特別支援の委員会を設置していただいて、今現在、学校ぐるみで進めていただいておるところです。

東みよし町の取組につきましては、それにプラスアルファで更に行動変容を研究しておる専門家に、特別な支援を必要とする子供がしっかりした行動ができますように入っていただいて、研究をしておるというところです。この取組をできるだけ広く進めていって、特別な支援を必要とする子供がしっかり勉強できたり行動できるように努めていきたいというふうに考えております。

岩佐委員

手短に質問させていただけたらと思います。今日の資料,また,主要施策の成果に関する説明書の122ページになるんですけれども,放課後子供教室推進事業,週末等の教育支援体制構築事業ということで,学校であったり家庭と地域の連携の推進ということがあります。放課後子供教室推進事業であれば52教室,週末等の教育支援体制構築事業では1中学校ですけども,これは各1回ずつになるのか,この52教室において複数回されたのかというようなことと,内容等どのようなことをされたのかというのを教えていただけたらと思います。

阿部生涯学習課長

ただいま岩佐委員のほうから放課後子供教室等の事業内容についての御質問を頂きました。

放課後子供教室推進事業につきましては、各市町村小学校区におきまして、それぞれ違うんですけれども、週に1日から週5日まで地域の実情に応じて教室を開催しておりまして、子供の授業が終わってから放課後の大体5時か6時ぐらいまで、それぞれ内容といたしましてはスポーツでありましたり、学習支援でありましたり、絵画でありますとか、いろいろな幅広い学びの機会ということで、地域の方々の御協力を得ながら、子供たちのそういう学習の場を設けておるものでございます。

週末等教育支援体制構築事業につきましては、基本的に、平日を除いた土曜日でありますとか、夏休み、冬休み、そういった長期休暇のときに子供が学ぶような機会をつくっているという状況でございます。

岩佐委員

放課後子供教室においては、よくある放課後児童クラブ、いわゆる学童保育とは別の活動ということでよろしいんでしょうか。

阿部生涯学習課長

放課後児童クラブとの違いでございますが、放課後児童クラブにつきましては、保育の場ということで厚生労働省所管であります事業でございまして、ほとんど平日は毎日実施

しておるものだと認識しております。

放課後子供教室につきましては文部科学省の事業でございまして、放課後において、学習の機会といいますか、学びの機会を増やすということで市町村の計画に基づきまして実施しているものでございます。事業としては別のものでございます。

岩佐委員

そうしたら今後の方針として,例えばこういう事業を増やしていこうというような,今 後の予定というのはどのようになっておりますか。

阿部生涯学習課長

県教育委員会におきましても、この放課後子供教室につきましては、増やしていく方向で市町村との協議をしておりまして、今後は、放課後児童クラブとの連携でありますとか、そういう形で子供が安全・安心に過ごせる場所ということで充実してまいりたいと考えております。

岩佐委員

是非,いろんな面でこういう取組を増やしていただきたいと思います。先ほどおっしゃったんですけども、特に1年生から3年生ぐらいの子供たちが放課後、昼終わって自宅に誰もいないというような中で、やっぱりこういう地域等を挙げての見守り活動というか、こういう居場所があるというのは本当に重要なことであって、親としても安心して学校に行かせられる、子供を預けられる、それで仕事もできるというような環境づくりだと思います。この事業についても、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それと同時に、今言いました放課後児童クラブの設置等にも県としても力を入れるということですけども、これも基本的には、この後の県民環境部になるとは思うんですけども、今、学校等にもよるんですけども、特に小学校1年生から3年生ぐらいまでのお子さんを持っている親というのは、預けたいという希望を持たれている方が多いと思います。現に私も子供を預けていたんですけども、増えてくると、施設がいっぱいになってということもあって、運営等にも課題があるように思います。

その中で、やはり学校の施設を利用した放課後児童クラブというのも、望まれていると思います。市町村がやられることですから、古くなってきた建物を使うとか、耐震性がないというようなことで、新しく施設をつくってというのがなかなか難しい。やはり親としては、学校が終わったらそのまま、学校の空き教室を利用したような放課後児童クラブができないだろうかというふうな希望を持たれている。

そのような学校施設を利用した放課後児童クラブというのが,県内で,この数年どのような設置状況になっているのか,数字があれば教えていただけますか。

阿部生涯学習課長

放課後児童クラブについての御質問でございますが、放課後児童クラブにつきましては、

委員おっしゃいましたとおり、市町村が住民ニーズに応えるような形で設置しているもの でございまして、文部科学省におきましても、余裕教室の有効活用というのは促進すると いう方針でございます。

放課後子ども総合プランにおきましても、文部科学省と厚生労働省が連携し、放課後対策に取り組もうということで方針を示しております関係で、私どもにおきましても、余裕教室の有効活用というのは推進してまいりたいと考えております。

ただ、学校のほうにおきましては、余裕教室を常に使っていないということではなくて、何か行事があったり、会議があったり、子供の行事の練習であったりと、そういうふうな学校が何らかの時点で使う可能性があるところにつきましては、常設する放課後児童クラブを設置することが、なかなか難しいという状況で進んでいないという状況になっているのかと想像されます。

今後とも,市町村の意向を十分に受け止めながら,次世代育成・青少年課と連携しまして,放課後における居場所づくりということで取り組んでまいりたいと思います。

今,県民環境部のほうから数字として頂いておりますのは、放課後児童クラブ 160 クラブあるうちの、学校等の余裕教室を利用しているところは約30クラブあるというふうにお伺いしております。

岩佐委員

余裕教室があっても、随時使うというようなことでハードルが高いのかとは思うんですけども、実際に30クラブあるということです。仮に空き教室ができたとしても、それを放課後児童クラブとして使おうとしたら、当然、ほかの教室に勝手に行けるようになったりとか、また、学校が終わった後の6時半ぐらいまで放課後児童クラブとして運営していくという形で、学校施設と同じ建物、敷地内にあったとしても、学校の教室等との切離し等、いろいろ条件というのがあるんでしょうか。

阿部生涯学習課長

今現在,放課後児童クラブ設置に当たっての詳しい条件というのは把握しておりませんので申し訳ございません。けれども,現在,学校の余裕教室を使用して設置している放課後児童クラブの様子を見ておりますと,学校の管理とは切り離したような形で使われるように出入口を別にしたり,放課後児童クラブだけのセキュリティを入れたりと工夫していると思いますので,学校の管理とまた別の形で,放課後児童クラブの管理ということで放課後児童クラブの責任者がしっかり管理していると考えております。

岩佐委員

そのようにきちっと区別をしなければならないということなんですけども,本当に,学校に設置というのが親としては一番望まれる形であるとは思うんです。これからもそういう声が上がってくるとは思うんですけども,そういう空き教室を国も積極的に使おうという話なんですけども,実際,改装とか出入口を別に付けなくてはいけないということもあ

るので、そういう国の支援というのは、どのような状況になっていますか。

阿部生涯学習課長

放課後児童クラブの設置につきましての補助の対象といたしましては、県民環境部のほうになりますので詳しいことはわかりませんけれども、設置に当たっての整備ということで補助対象になっているのではないかと思っております。

岩佐委員

この後、県民環境部の審査もあるので質問させていただきたいと思うんですけども、各 市町村の教育委員会とか、そういうところにも打診というか、使わせてくれというような 話が行くと思うんですけども、そういう意味でも、県教育委員会としても教室利用という 形が進んでいくように、またサポートしていただきたいと希望いたします。

もう1点だけなんですけども、先ほどの達田委員等の話の中で、今ふと思い付いたんですけども、学校施設で、避難所になっている体育館の状況なんですけども、特に、もし夏に避難所として運営をしていくときに、体育館の網戸、防虫ネット等の設置状況はわかりますか。

坂部施設整備課長

体育館等の防虫用の網戸等につきましては、現在、資料を持ち合わせておりません。

岩佐委員

地元の防災組織の方といろいろ話をしていたときに、やはり夏場は窓を開けたような状況になる。当然、閉め切った状況では扇風機を回しても熱い風が来るだけで、そうなると脱水状態になったりというようなおそれもあるということで、そういう網戸等の整備も希望をされております。仮に何とか張り付けるというような形でも対応はできるのかもしれないんですけども、今後、整備を進めていく上で、そういう夏場のことも考えて整備していただけたらということを要望いたしまして、終わりとさせていただきます。

須見委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、教育委員会関係の審査を終わります。

午食のため、休憩いたします。 (12時10分)